

# 農地再生・活用対策の概要 (集中取組期間 H21～23年度)

農業委員ブロック別研修会  
平成22年12月8日、9日、10日  
岩手県農業振興課

## I 現状及び課題

- 農業の構造改革の遅れと耕作放棄地の拡大が顕在化
- 1 農業従事者の減少と高齢化がますます進展
  - ・ 農業就業人口が直近10年間で約3割減少 (H17: 約123千人→H22: 90千人)
  - ・ 65歳以上の農業就業人口が約6割(H22)を占め、高齢化が進展
  - ・ 農地の継承問題が顕在化
- 2 農業産出額及び生産農業所得、所得率が低下
  - ・ この5年間で、生産農業所得は▲26.6%、所得率は▲9.3%
  - ・ 特に、米の産出額低下が著しく、構造改善も不十分
- 3 農地の認定農業者等への集積は漸増傾向
  - ・ 1経営体当りの経営耕地面積は2.22ha(5年前より17%増)
- 4 耕作放棄地は、この10年間で、約2割増(H22センサス約1万4千ha)
  - ・ 耕作放棄地が、経営耕地面積の約10%にまで拡大している。
  - ・ 平成32年度までに、農振農用地内3,300haの再生を図るのが喫緊の課題

## II 農地再生・活用対策の取組み方向

- 1 農地の再生・利用と担い手への面的利用集積の推進
  - (1) 耕作放棄地の再生・利用の推進
  - (2) 農地の担い手への面的利用集積の推進
    - ※ 「いわての農地緊急再生運動」として全県的に展開
- 2 所得形成力のある「いわて型集落営農」の実践
  - (1) 「ひと」づくりの推進
  - (2) 農地の再生・利用による産地づくりの推進
  - (3) 地域資源の再発見と新たな価値の創造
    - ※ 「集落営農パワーアップ運動」として全県的に啓発・誘導

### 推進体制

#### 岩手県農地再生・活用対策本部の設置

- 1 県及び関係機関・団体からなる県段階の推進組織を設置
- 2 「いわての農地緊急再生運動」を全県的に展開

#### (現地活動支援部隊) 農地再生・活用CFTの部内設置

- 1 「岩手県農地再生・活用対策本部」の運営事務
- 2 県担い手育成総合支援協議会との連携
- 3 「いわての農地緊急再生運動」の全県展開の態勢整備
- 4 「集落営農パワーアップ運動」の全県展開の態勢整備

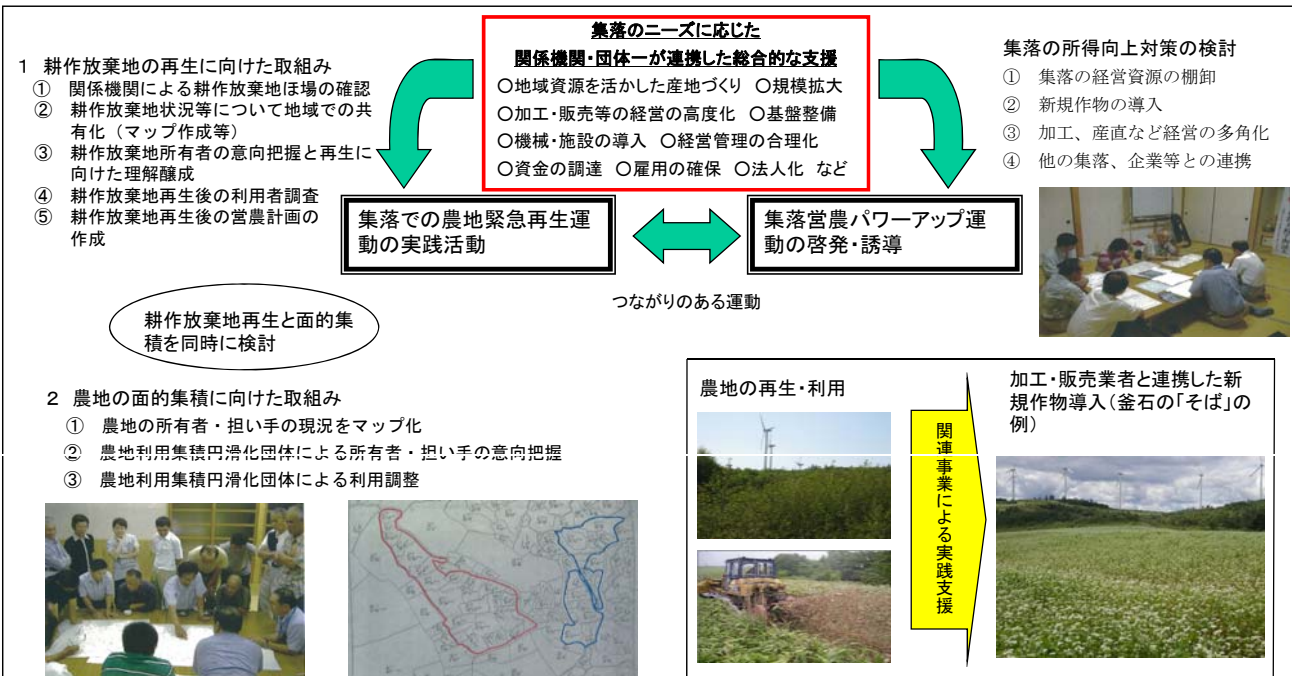
- 支援活動
- 地域活動が円滑に進むための、運動や事業の普及・啓発
  - コーディネーターの育成 ○地方活動に共通する資料等作成
  - 重点集落での事業推進方法のOIT など

#### 広域振興局等農政(林)部主導による関係機関・団体からなる地方支部体制の整備

地方支部の設立による関係機関・団体と一体となった運動の展開と進行管理

- 1 関係機関・団体等への事業制度の普及・啓発
- 2 耕作放棄地対策協議会の設立支援及び面的集積組織の選択と決定
- 3 コーディネーター(農地再生広域、面的集積)等、調整員の確保・育成の支援
- 4 重点集落への指導体制の構築

## III 具体的な取組みイメージ (現地活動フローチャート)



## IV 「いわての農地緊急再生運動」と「集落営農パワーアップ運動」の目標と工程表

### 運動の目標

### 工程表

項目	現 状		H21		H22		H23
	基準年度	基準値	目標	実績(達成率)	目標	進捗状況(%)	目標
耕作放棄地解消面積(累計)※	20	—	670ha	85ha(13%)	1,000ha	164ha(16%)	1,400ha
農地利用集積面積	19	50%	—	—	57%	—	60%
経営多角化集落営農数	19	54集落	—	—	—	—	173集落
一経営一戦略の実践	20	—	—	—	35	33(94%)	70モデル

※耕作放棄地解消面積(H21)は市町村解消計画を基に作成。H22、23は国の方針の変更(耕作放棄地解消年度:H23→H32)に基づく、県の変更目標(予定)(数値は累計)。H22進捗状況は国の交付金要望・県単事業実績から(10月末現在、自力解消等含まず)

項目	平成21年度工程表		平成22年度工程表			
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
【いわての農地緊急再生運動】						
1 本部						
①本部設置	●					
②本部会議	●	●				
③幹事会	●	●				
④CFT設置	●	●				
⑤PRパンフレット	●	●				
⑥地方キャラバン	●	●				
⑦事業要望調査	●	●				
2 支部						
①支部設置	●	●				
②運動の周知	●	●				
③アンケート等意向調査	●	●				
④耕作放棄地対策協議会設置	●	●				
⑤面的集積組織設置	●	●				
⑥事業導入	●	●				
【集落営農パワーアップ運動】						
①運動の周知	●	●				
②実践モデルの掘り起し	●	●				
【いわての農地緊急再生運動】						
1 本部						
①本部会議			●			
②幹事会			●			
③事務局会議			●			
④地方キャラバン(首長との懇談)			●			
⑤県民への運動周知			●			
⑥需要掘り起しによる作物の導入支援			●			
⑦事業説明会			●			
2 支部						
①地権者の意向把握			●			
②参入希望企業との面談			●			
③バスツアーの開催			●			
④耕作放棄地対策事業導入			●			
⑤農用地利用集積円滑化団体の設置			●			
⑥農地利用集積事業の導入			●			
【集落営農パワーアップ運動】						
①実践モデルへの支援			●			
②成果の公表			●			

- 1 県内の関係機関・団体が農地情報を共有化し耕作放棄地等の解消に役立てるため、次の耕作放棄地等の情報収集について、県(農業振興課)から各市町村に依頼しています。
- 2 同時に、農業委員会にも各市町村が行う情報収集について、協力を依頼しております。農地パトロール(利用状況調査)の結果を踏まえ、情報提供をよろしくお願いいたします。

各市町村における再生利用農地(耕作放棄地等)の内、地域外の利用者への貸出し等が可能な農地(10a以上)の一覧

↑ある程度まとまった農地

コーディネーターが関わっている場合はコーディネーター氏名を記載

市町村名	
農業委員会名	
連絡先(電話番号)	
コーディネーター氏名	

記載例	番号	再生利用農地			現況			所有者の意向					備考		
		所在地(地割)	地目	面積(a)	現在の農地状況 1 耕作放棄地 2 低利用農地 (1の場合は、緑or黄を記載)	標高	以前の作付け作目			当該土地貸出しの可否				当該土地売渡しの可否	
							それ以前、特記事項	前々作	前作	未作付の理由 【選択】 1 ほ場が悪い (1)急傾斜 (2)礫が多い (3)粘土質 (4)排水が悪い (5)その他( ) 2 高齢による 3 借りる人がいない 4 儲からない 5 その他( )	市町村外在住者への貸出し	市町村内在住者への貸し出し		賃貸料の希望(円/10a)	市町村外在住者への売渡
1	〇〇〇郡〇〇町〇〇第〇〇地割	畑	50	黄	200m	牧草	牧草	牧草	2	可	可	5,000	可	可	
2	〇〇〇郡〇〇町〇〇第〇〇地割	畑	100	黄	400m	牧草	なし	なし	3	可	可	4,000	可	可	

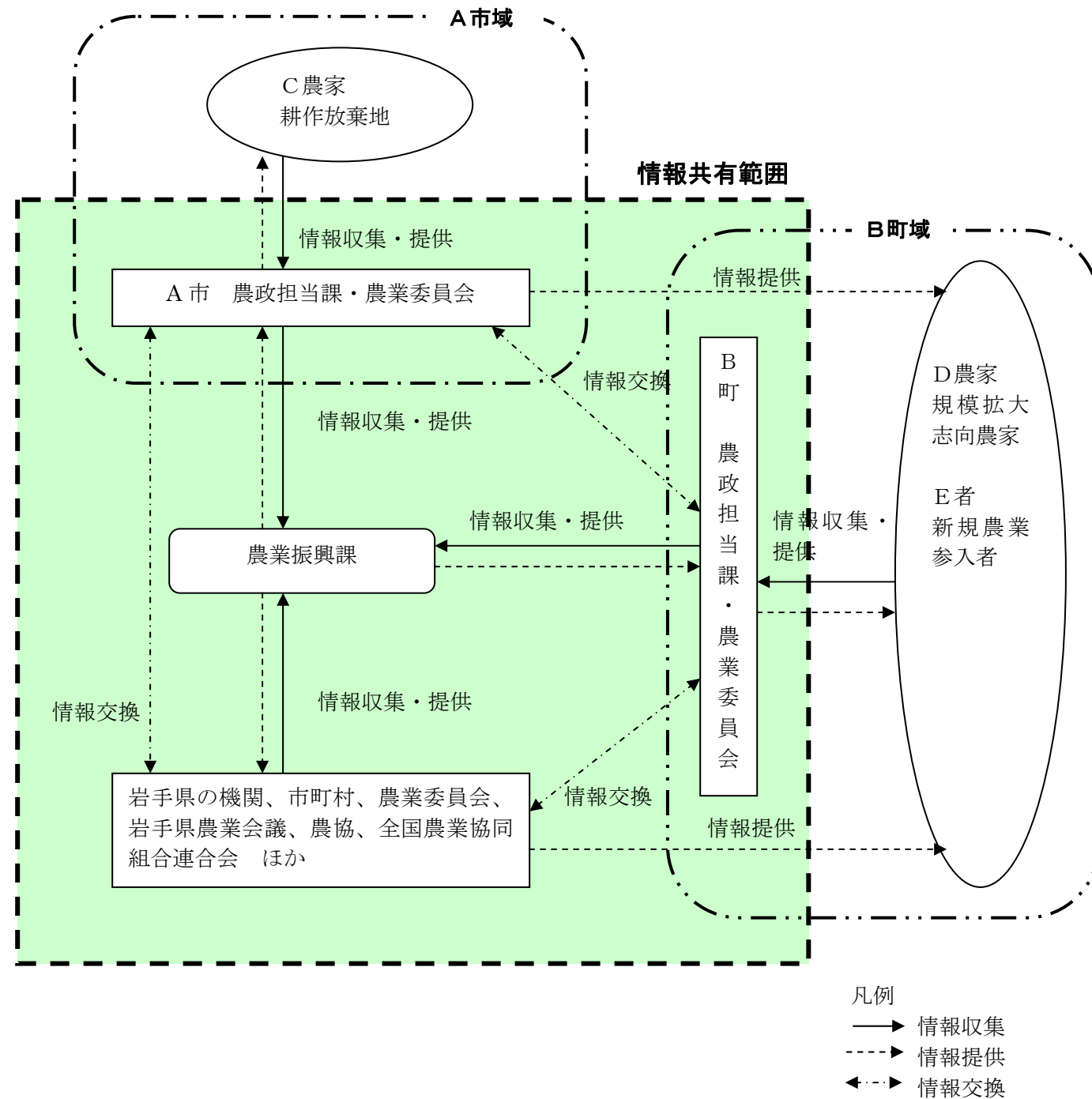
備考には、特記事項等を記載。

意向については必ず確認のこと

【同意書提出の手順】

- 1 各市町村は、耕作放棄地の所有者に同意を得るための依頼文を交付するとともに、同意書をもらう。  
(同意書には、所有者が住所、氏名、耕作放棄地の所在を記載。押印あり。)
- 2 上記一覧表の項目について、市町村等が聞き取り、まとめる。
- 3 同意書原本は市町村に保管し、同意書写し及び上記一覧表(別紙)とともに広域振興局等を通じ農業振興課に提出する。(毎月7日まで)
- 4 広域振興局は、上記一覧表(別紙)及び同意書写しを7日以内にとりまとめ、農業振興課に提出する。
- 5 上記一覧表(別紙)は、農業振興課においてとりまとめ、県の関係機関に送付する。
- 6 耕作放棄地の利用希望があった場合には、耕作放棄地のある市町村に連絡する。  
市町村は利用希望者に同意書に係る耕作放棄地の情報を提供する場合には、同意書とは別に、所有者から、あらかじめ、情報を提供することの了解を得て行う。

【耕作放棄地全体調査等で収集した個人情報の共有イメージ】



【例】A市は、C農家の耕作放棄地情報を、D農家又はE者に提供する場合は、C農家から情報を提供することの了解を得て行うもの。

【農地情報提供者への個人情報の取り扱いについてのお知らせの文例】

【耕作放棄地全体調査等で収集した個人情報の取り扱いについて】

- 1 個人情報の利用目的**  
 市町村域を越えた広域的な関係機関・団体と農地情報の共有化を図り、規模拡大志向農家や新たな農業参入者へ農地情報の提供等を行い、耕作放棄地の解消を図るものです。
- 2 収集・提供される個人情報の範囲**  
 収集・提供される個人情報の範囲は、耕作放棄地全体調査等で収集した農地の所在地、地目、面積、現在の農地の状況、標高、以前の作付作目、未作付の理由、賃貸料又は売渡しの希望額、農地が所在する市町村内外に居住する者へ貸出し又は売渡すことの可否となります。
- 3 個人情報の提供先**  
 耕作放棄地全体調査等で収集された情報については次のとおり提供します。  
 (1) ○○○○(市町村)が耕作放棄地全体調査等で収集した情報を、岩手県に提供。  
 (2) (1)により、○○○○(市町村)から岩手県に提供された情報を、岩手県の機関(県庁農業振興課、県庁団体指導課、県庁流通課、県庁農業普及技術課、県庁農村計画課、県庁農村建設課、県庁農産園芸課、県庁畜産課、各振興局農林(農政)部、各農業改良普及センター、各農村整備室)、県内の各市町村農政担当課、県内の各農業委員会、岩手県農業会議、県内の各農業協同組合、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業協同組合中央会、岩手県農業公社、岩手県土地改良事業団体連合会及び県内の各土地改良区に提供。
- 4 個人情報の管理形態及び取扱い**  
 個人情報については、紙及び電子データで管理し、上記3の関係機関・団体において情報を共有し、耕作放棄地の解消のため活用します。
- 5 個人情報の使用期間**  
 同意を得た日から平成26年3月31日まで使用します。
- 6 個人情報の削除を希望する場合の申出先及び個人情報の取扱についての照会先**  
 収集した個人情報について、削除を希望する場合の申出先及び個人情報の取扱についての照会先は次のとおりです。  
 (1) ○○○○(市町村)への照会先  
 (2) 岩手県への照会先  
 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
 岩手県農林水産部農業振興課農地・交流担当  
 TEL: 019-629-5645  
 FAX: 019-629-5649